

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	三三
○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	三三
告 示	三四
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三四
○公有水面埋立てについて免許した件	三五
公 告	三五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三五
○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	三五
○土地改良事業の工事の完了について届出があった件二件	三五

規 則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十七号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一般国道二二二号の項中

河沼郡湯川村大字笈川字 中谷地五番一地先 (湯川北インターチェン ジ出口)
--

を

河 八 (ジ)

沼郡湯川村大字桜町字 日町一三番一地先 湯川南インターチェン 出口)

に改める。

別表第二の一の表一般国道二二二号の項中

河沼郡湯川村大字笈川字 中谷地五番一地先 (湯川北インターチェン ジ出口)
--

を

河 八 (ジ)

沼郡湯川村大字桜町字 日町一三番一地先 湯川南インターチェン 出口)

に改め、同表一般国道二八八号の項中

田村郡三春町大字 字間明田六番三地 (郡山

下舞木 先 双葉郡双葉町大字新山字 下条九八番一地先 (国道六号交差点)
--

を

田村郡三春町大字下舞木 字間明田六番三地先 (郡山市境)	双葉郡双葉町大 下条九八番一地 (国道六号
田村郡三春町大字山田字 カブキ七五番二地先 (郡山市境)	田村郡三春町大 神山六三番二地 (町道南原芹ケ 交差点)

字新山字 先 交差点)

に改め、同表県道喜多方西会津線の項中

喜多方市字岩月町宮津字 西田窪五三八四番四地先 (国道二二二号交差点)

字熊耳字 先 沢込木線

喜多方市岩月町宮津字西

を 田窪五三八四番四地先 (国道二二一号交差点) に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、別表第二の一の表県道喜多方西会津線の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

告 示

福島県告示第二百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年五月二十日から同年六月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり免許した。

平成二十六年五月二十日

(相馬港港湾管理者 代表者)

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 免許を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
福島県 福島県福島市杉妻町二番一六号
事務所 福島県知事 佐藤 雄平
- 2 代表者の氏名
住所 福島県福島市杉妻町五番五五号
- 二 免許の年月日
平成二十六年五月七日

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一五九番の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から②の地点を結ぶ平成六年八月一六日付け福島県告示第七三六号で竣功認可の告示がされた埋立地の陸地と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五五メートルにより決定)、②の地点から⑥の地点を順次結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成二十四年九月四日付け福島県指令河第七九七号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D・L・プラス一・六三メートルにより決定)とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 松川崎二等三角点(北緯三七度四九分二七秒九二八五、東経一四〇度五八分四一秒〇七三六)から三二六度二分五五秒、三、三〇三・五二メートルの地点

②の地点 ①の地点から三四四度四分二一秒、五七七・九二メートルの地点

③の地点 ②の地点から七四度四分二一秒、二八〇・一八メートルの地点

④の地点 ③の地点から一六四度四分二一秒、二七六・九〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から七四度四分二一秒、〇・五〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六四度四分二一秒、三〇〇・七五メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

1 位置

福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一五九番の地内並びに同町駒ヶ嶺字今神一五九番及び同町今泉字新港九番の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 松川崎二等三角点(北緯三七度四九分二七秒九二八五、東経一四〇度五八分四一秒〇七三六)から三二六度二分五五秒、三、二六五・六三メートルの地点

②の地点 ①の地点から三四四度四分二一秒、八一〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から七四度四分二一秒、二一五・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三四四度四分二一秒、一三五・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から七四度四分二一秒、五二五・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六四度四分二一秒、九四五・〇〇メートルの地点

五 埋立地の用途

危険物保管施設用地、LNG関連産業用地

公 告

(港 湾 課)

公告第四百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二日

二 名称

特定非営利活動法人体験型未来づくりネット

三 代表者の氏名

西川 恵子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市桜木町二番十二号県住フィオーレ桜五―七〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内の子供から大人まで幅広く利用できるeラーニング学習システムとeラーニングによる資格取得対策講座の活用により、学習意欲の高揚と学力の向上を図り、専門分野資格者の養成を行うと共に将来世界に通用する有能な人材の育成に貢献する、あわせて資格取得者による生活習慣病の改善及び効果的なメタボリック対策をシステマ的に推進することにより、多くの人々が健康で幸せな長寿社会を送れる活力ある地域社会づくりと積算された医療問題の改善に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、青田地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十六年三月二十五日完了したので公告する。

平成二十六年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第四百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、三春南部地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は、平成二十六

年三月二十六日完了したので公告する。
平成二十六年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第四百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十六年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行つた者の名称

会津坂下町只見川土地改良区

地区名

只見川

種類

農山漁村活性化プロジェクト支

援交付事業(基盤整備)

地区名

坂下只見川

種類

農山漁村活性化プロジェクト支

援交付事業(基盤整備)

地区名

只見川

種類

農山漁村活性化プロジェクト支

援交付事業(基盤整備)

地区名

只見川

種類

農山漁村活性化プロジェクト支

援交付事業(基盤整備)

地区名

只見川

種類

農山漁村活性化プロジェクト支

援交付事業(基盤整備)

地区名

只見川

種類

農山漁村活性化プロジェクト支

援交付事業(基盤整備)

地区名

只見川

公告第四百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十六年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

土地改良事業を行つた者の名称

鬼沼地区土地改良事業共同施行

地区名

鬼沼

種類

農業基盤整備促進事業

地区名

鬼沼

種類

農業基盤整備促進事業

地区名

鬼沼

種類

農業基盤整備促進事業

地区名

鬼沼

種類

農業基盤整備促進事業

地区名

鬼沼